

台湾大学藏孫潜校本『太平広記』について

佐野 誠子

はじめに

『太平広記』は北宋の太平興国年間に李昉等が太宗の勅命を受け編纂した類書である。他の類書に比べ魏晉南北朝時代の志怪書や唐代の伝奇を多く収録しているため、志怪・伝奇を研究する際の必携書となっている。しかし、現在残っている版本は明の嘉靖四十五年（一五六六）に刊行された談愷刻本（以下談刻本と省略）が一番古く、他に明・許自昌刻本（以下許刻本と省略）、明・嘉靖常州府刻本、明・隆慶活字本、清・四庫全書本、清・黃氏巾箱本、民国・掃葉山茅石印本などの版本が存在する。^①そして、一九五九年に汪紹楹氏が談刻本を底本に、各種版本及び、明・野竹齋抄本（以下明抄本と省略）、清の陳鱣が残宋刻本をもとに許刻本上に校訂を施した本（以下陳校本と省略）による校訂を行い、点を加えた点校本が人民文学出版社から出版された。この本に更に若干の改訂を加えて一九六一年に中華書局から出版された本（以下、点校本とする）が現在決定版として広く用いられている。しかし、人民大学教授の張国風氏によるとこの点校本は他書との違いの一部しか採用しておらず、完全な校訂とは言い難いため、更なる校訂の必要があるという。^②またこの点校本では参照されていない本として台湾大学所蔵の清・孫潜が校訂を施した『太平広記』（以

下孫校本と省略)が存在する。孫校本は談刻本上に孫潛が見た抄本との違いを朱で書き入れてある。この孫校本についても、一九七〇年に台湾芸文印書館から談刻本の影印本(民国二十三年(一九三四)北平文友堂が出版した影印本を再影印)が出版された時、厳一萍氏が孫校本を中心とし、点校本も参考にした『太平広記校勘記』(以下厳校勘記と省略)を附録として出版しており、その解説部分や、盧錦堂氏の『太平広記引書考』⁽³⁾及び「記所見明談愷刻本太平広記―兼及有関宋本流伝的一些線索―」⁽⁴⁾で既に基本的な調査がなされている。また、張国風氏も「『太平広記』宋本原貌考」⁽⁵⁾で陳校本、明抄本と孫校本との比較を行い、『太平広記』の元の姿について考察を行っている。

このように『太平広記』に関しては、張国風氏をはじめとして、新たに校訂を行う必要が説かれており、台湾大学と北京図書館で孫校本と陳校本のマイクロフィルムが交換され、新たな校勘作業が行われているとの話もあるが、成果が世に出るにはなお時間がかかりそうである。⁽⁷⁾現在、我々が『太平広記』を取り扱う際には次善の策として、点校本をもとに張国風氏が陳校本の異文を集めたものや厳校勘記を利用しつつ、自分が必要な部分に対して校訂を行っていく必要があるだろう。今回筆者は台湾大学図書館特蔵組で孫校本を閲覧することを得、調査を行ったところ、従来の研究で指摘されていない厳校勘記の問題点をささやかながら発見したので、ここに報告したい。

孫校本について

孫校本について、従来の研究をもとに簡単に整理しておきたい。

元は薛園の署名から、陳世祥の校訂とされていたのを同じく薛園という字を持つ孫潛であると指摘したのは厳校勘記の解説である。孫潛は伝記不詳の人物であるが、『水経注』の校訂もしており、孫潛校の『水経注』の跋文及び孫校本巻四七九末尾の跋文によると、孫潛は『水経注』の校訂を康熙七年(一六六八)正月三十日に終えた後、引き続き『太平広記』の校訂に着手しわずか一ヶ月あまり後の三月六日に校訂作業を終えたいらしい。

また現在の孫校本は全五百巻のうち巻四八六までしか存在しない。またその他にも一部が欠けており、

第十四冊 巻一一五から一二四

第十九冊 巻一六五から一七四

第二十冊 巻一七五から一八一

第二十四冊 巻二一一から二二〇

第二十五冊 巻二三一及び巻二三二（それ以外は原本）

第四十二冊 巻四一四から四二三

第四十三冊 巻四二四から四三六

には他の冊にある孫潜の印が押されておらず、紙質が違うため、別の談刻本によって補われていると考えられる。そしてその補われた部分にも朱校があるが、量が少なく、筆跡も他の箇所とは違うため、孫潜の後、他の誰かによって補われたのであろうと推定されているが、誰が、何をもとに行ったのかは不明である。また第三十一冊全体（巻三〇一から巻三二〇）は別の談刻本ではなく手書きで補われているが、これも後人の手によるものとみられる。一方巻三〇の第五葉、巻二四五の第二葉から第六葉、巻四〇九の第九葉、巻四四一の第五、六葉などの本文部分も手書きで補われているが、これらはどれも孫潜が補ったものであり、孫潜の筆跡で朱校がある。

この『太平広記』は孫潜が所蔵した後、李石という伝記不詳の人物が揚州で購入し、その後更に龔諱人の手に渡り、彼の烏石山房の蔵書として台湾大学に伝わった。

孫校本の来源

この孫校本が校訂の材料としたのは、時折眉批（この眉批については次節で詳しく述べる）に「抄本作〇〇」といっ

た表現が見えることから、抄本であったことが分かる。それではこの抄本とは如何なるもののだろうか。この抄本の来歴についても敵校勘記の解説で既に考察が加えられている。それによると『太平広記』巻三八八末尾の葉に孫潛による「已上二卷係世學樓抄入（以上の二卷は世學樓によって書き入れた）」との書きこみがあることから、抄本はもとも明代会稽の紐緯の書齋世學樓の蔵書であったとされている。更に巻二六五の冒頭に「此一卷宋刻亦缺抄本取時本補入也（この一巻は宋刻本でも欠けており抄本は時本を用いて補ったのだろう）」とあり、巻三七七「李彊友」条に「此下抄本皆世學樓與刻本全同蓋非舊本也」と巻三八七、巻三八八以外の部分にも世學樓の名前があることから、敵校勘記解説、盧錦堂論文共に抄本Ⅱ世學樓所蔵の本であるとしている。しかし、巻三七七の眉批は読みにくく、意味がはっきりしないが、他所では常に「抄本」の語しか用いていない。よって、安易にすべての箇所を抄本Ⅱ世學樓本としてしまうことには疑問がもたれる。

抄本の由来を探る材料は孫潛の書き込みの中には他にないが、別の方法で孫潛が依拠した抄本について検討してみたい。それは、残宋刻本をもとに校訂を施したという陳校本と比較することである。孫校本と陳校本の両者の間には何かしらの関係があるのだろうか。この比較についても張国風氏の『『太平広記』宋本原貌考』⁽⁹⁾で既に基本的な作業が行われており、闕字の状況からどちらも南宋・高宗（趙構：在位一一二七—一一六二）以降の本が元になっているのではないかとしているが、抄本がいつの時代に書き写されたものだったかについては特定することができない⁽¹⁰⁾。また巻一四一が欠本になつていた状況なども両者で一致を見る。そして、『太平広記』の本文については張国風氏は孫校本の方が陳校本よりも朱の量が圧倒的に多いことを指摘し、点校本で意味が通りにくい部分が孫校本、陳校本、明抄本によつて、読みやすくなる例が十三挙げられている。しかしこれらの書の関係については言及されていない。筆者は孫校本と陳校本の関係をより明らかにするため、試みに張国風氏の『『太平広記』陳鱣校本異文選』（以下「異文選」と省略）に挙げられている点校本と一致しない陳校本の文章と、孫校本の文章の対照を行った。その結果「異

文選」に挙げられた約九百文中の三割ほどが孫校本でも同じ文字に直されていた。この一致の比率を高いと見るか低いと見るかだが、由来も別である本でこれだけ一致するということは、両者の元となった本が同系統の書、すなわち『太平広記』原本により近いものだったと考えられる。また孫校本で孫潜の後に補われた部分とされている部分では陳校本との一致が他の個所と違いほとんど存在せず、この後補部分の校訂の材料は孫潜が元にした抄本ではないとしている。厳校勘記の考えを補強してくれる。また陳校本と孫校本で同じく校訂されているものの、校訂の内容が違うという例も見られた。これらは読みにくい個所であり、書き写す人々が流伝の段階で変えてしまったのではないかと思われる。

孫潜の校訂及び厳校勘記について

孫潜の校訂は非常に数が多く、厳校勘記はその校訂をかなり丁寧⁽¹⁾に拾った労作である。しかし筆者が孫校本と厳校勘記の一部について対照してみたところ、幾つかの問題点を発見した。ここにそれを報告したい。まず厳校勘記が「無」○「字」と表記し、孫校本にはないとしている文字を実際に孫校本に当たってみると、刻本の文字列の真ん中に点を打っているもの、文字列の脇に丸印を打っているもの、レ点を加えているものとまちまちである。孫潜は校訂の凡例を書き残していないので、これらの記号が何を意味しているのかは厳密には分からず、すべてを一律に「無」○「字」としてよいか疑問が持たれる。また孫潜の校訂は基本的に刻本の本文上に直接施されるが、眉批の部分に校訂の注釈が示されることもある。これは本文の校訂が長文になる場合や、本文の一部を括弧でくくって眉批の部分で「小字双行」であると記し、注文が本文に紛れてしまっている個所を示す場合、同一条の中で人名などある一つの文字が全て訂正される場合に全ての文字を一々直さず「○抄本作△下同」と示したりする場合である。これらの眉批の内容については厳校勘記は丁寧に記録している。しかしこれらとは別種の眉批が存在する。それは巻七一第一葉か

ら卷八六第三葉までに断続的に見られる再校訂の眉批である。これは刻本中の校訂が施されている文字に対して眉批の部分で「仍作○○」と書き、元のままの文字が正しいとしているものがほとんどである。また卷七三第二葉裏以降では「仍作」の字を書くのを省き、本文の文字のみを眉批部分に示す形がとられている。なお筆跡は他所の眉批と変わりなく、この再校訂の眉批も孫潜によるものと考えられる。

これらの眉批の存在は厳校勘記解説でも盧錦堂論文でも言及されていない。そして、筆者がこの眉批と厳校勘記を対照させたところ、その再校訂を採用している場合と、採用していない場合があった。ここで具体例として、比較的短い話である卷七六「趙廓」条を取り上げてみる。本文は談刻本に従い、点は筆者が適宜施した。本文中に施した括弧内の数字で、孫潜の校訂及び厳校勘記の実際を記す。

趙廓

武昌趙廓、齊人也。學道於吳永石公、三年、廓求歸。公曰、子道未備、安可歸哉(一)。乃遣之、及齊行極、方止息、同息吏以爲法犯(二)者將收(三)之、廓走百餘步、變爲青鹿。吏逐之、遂走入曲(四)巷中、倦甚、乃蹲憩之。吏見而又逐之、復變爲白虎、急奔、見(五)聚糞、入其中、變爲鼠。吏(六)悟曰此人能變斯必是也。遂取鼠縛之、則廓形復焉。遂以付獄、法應棄市。永石公聞之(七)、歎曰、吾之咎也。乃往見齊王曰、吾聞大國有四、能變形者。王乃召廓、勒兵圍之。廓按前化鼠、公從坐翻然爲老鴟、攫(八)鼠而去、遂飛入雲中。出列仙傳(九)

(一)「哉」字を「也」に訂正しているが、眉批に「哉」字が書かれており、厳校勘記ではこの字について何も記していない(すなわち「哉」字であるとしている)。(二)「法犯」を「犯法」に直しており、厳校勘記もそれに従っている。(三)「收」字を「取」字に直しており、厳校勘記もそれに従っている。(四)「曲」字脇にレ点があり、眉批に「曲」字が書かれているが、厳校勘記では「曲」字がないとする。(五)「聚」字の上に「復變爲鹿車

史逐倦之見鹿」の文字があるとしており、嚴校勘記もそれに従っている。(六)「吏」と「悟」字の間に「乃」字が書き込まれているが、嚴校勘記では「乃」字の存在が記録されていない。(七)「之」字脇にレ点があり、眉批に「之」字が書かれているが、嚴校勘記では「之」字がないとする。(八)「攫」字を「獲」字に改めており、眉批には「攫」字が書かれている。嚴校勘記ではこの字について何も記していない(すなわち「攫」字であるとしている)。(九)「列仙傳」を「神仙傳」と直しており、嚴校勘記もそれに従っている。

以上のように嚴校勘記は、眉批における再校訂を採用している場合(一)、(八)もあれば、採用していない場合(四)、(七)もあり、その採用基準も校語が記されておらず不明である。(六)のような、校訂されている文字を嚴校勘記が記録していない例も、筆者が孫校本の一部について調べただけでも多々見られた。このような記録漏れは一字のみの校訂であり、文脈上どちらでも構わないとされるような場合に多く見られるが、眉批の問題も含め、校勘記としてこれらの事情を記していないことは読者に対して不親切であり、『太平広記』の原文を追求するためには、より慎重な態度が求められる。

また嚴校勘記で明らかに眉批を読み違えている例もある。巻七一の「趙高」条では趙高が殺される場面で原文は第一葉表から「及／高戮」(／は改行を表す)となつている。そして校訂は本文の「高戮」に対して「高」字の上に「誅」字を入れ、「戮」字が「也」字であるとしていて、更に第一葉裏第一行目の眉批に「二仍無誅字也作死」(眉批中の「誅」字はもともと「戮」字と書かれていたものが「誅」字に訂正されている)と記されている。このような状況に対して、嚴校勘記では眉批については何も触れず「高」上有「死」字」と記録しており、これに従うと本文は「死高戮」となる。これは、眉批を「一になお誅の字がなく、また「死」字に作る」と「誅」字一字に対する校訂の言葉と解釈したのであろう。しかし「死高戮」では文意が通じにくい。もし本文に施された校訂に従えば本文は「及／誅高也」となる。そして眉批はこの校訂で書き加えられた「誅」「也」の二文字に対して、「一になお「誅」字はなく、

「也」字は「死」字に作る」としているのである。よって、眉批に従うと本文は「及／高死」となる。本文が直された形である「誅高也」でも文意は通じるが、それまで拷問を加えられて平然としていた趙高が死んで青い雀が飛んだという話であるから眉批の校訂が一番妥当だと思われる。

これらの眉批にある再校訂は何によったのであろうか。この巻七一から巻八六の部分には刻本の文字が△である場合に「抄作○改作△」と、抄本で一度○字としておきながら、△字に訂正してあるという情報まで丁寧に記している。このような種類の眉批も巻七一から巻八六の部分にしか見られず、嚴校勘記ではこれらについても何も触れていない。これからすれば、巻七一から巻八六の部分は一度校訂を施したのちに、同じ本をもう一度見直して書き直したようにも思えるが、それにしても大幅な再校訂もあり、数十字にわたる校訂をまとめて「如作刻文」と元に戻すようなこともしている。よって、この再校訂の材料については何によるものか不明である。

他に巻三八〇の第六葉裏から第七葉にかけての「張質」条にもこのような校訂の眉批が見られる。ここでは他の眉批と違い、それぞれの眉批の上に丸印が記された簡条書き形式になっている。そして、この眉批については、嚴校勘記はほぼ全てを採用している。

孫校本のかつての所有者であった龔譚人は題識⁽¹²⁾で、

同治癸酉冬、閩県龔譚人購此書於濟南、未知為何人用朱筆点竄、多訛此書之累也。

同治癸酉冬、閩県龔譚人がこの書を濟南で購入した。誰が字句を書き改めたのか分からない。誤りが多いことはこの書の欠点である。

と述べているように、孫校本の校訂には文脈から判断すると、刻本のままの方が妥当だと思われる場合がまま見られる。しかし孫潛の校訂に対する姿勢は再校訂の眉批で抄本の訂正についてまで記録するように、正しいから書き入れるわけではなく、談刻本と抄本を対照した時に異なる箇所があれば全てを記録するという方針だったように思われる。

それに対して、厳校勘記は必ずしも全ての校訂を記録しているわけではなく、その採否の基準も明らかにされていない。また序文で解説はしてあるものの、後補の部分に加えられた校訂も厳校勘記では孫潜の校訂ではないとの断りなしに記録しているのも問題があると思われる。同じく厳校勘記は中華書局の点校本も参照したとしているが、点校本で、明抄本などによって校訂している部分に関しても一部しか記録していない。現在孫校本を見るのは容易ではなく、『太平広記』の校訂は厳校勘記による他ないが、厳校勘記には孫潜の校訂全てが記録されているわけではないということ念頭に置いておく必要がある。

むすび

『太平広記』は現在伝わっていない書物を大量に引用している原資料として重要である。しかし、『太平広記』は『太平御覧』などに比べると引用が粗雑であることが既に指摘されており、例えば劉宋・劉敬叔の志怪書『異苑』は『太平広記』に引用される際、冒頭部分を無理に人名で始まるように書き改められている可能性が高いなどの問題がある。このように失われた書物の本来の姿を知るためには、『太平広記』の校訂だけでは不十分ではあるが、『太平広記』の原貌を孫校本、陳校本、明抄本などを用いて確定していく作業が志怪・伝奇などの研究に大きな貢献を果たすことは間違いない。より完全な校勘が待たれる。

注

(1) これらの各版本については張国風「試論『太平広記』的版本演変」(『文献』一九九四―四)や富永一登『『太平広記』の諸本について』(『広島大学文学部紀要』五九、一九九九)に詳しい。

(2) 注(1)張国風論文及び、張国風『『太平広記』陳校本的価値』(『中国人民大学学报』一九九四―五)等を参照。

- (3) 国立政治大学中国文学研究所博士論文、一九八一。
- (4) 静宜文理学院中国古典小説研究中心編『中国古典小説研究専集』六、台北、聯経出版事業公司一九八三。この論文は注三に挙げた博士論文のはじめの部分をもとめなおしたもので、台湾で見られる『太平広記』の版本についてまとめてある。
- (5) 『中華文史論叢』五六、一九九八。
- (6) 溝部良恵「北京図書館所蔵『広異記』抄本について」(『東京大学中国語中国文学研究室紀要』一、一九九八)注二六を参照。現在台湾大学図書館では北京図書館と交換した陳校本のマイクロフィルムが閲覧可能であるが北京図書館の状況については不明である。
- (7) 王国良「談『太平広記』之閲読与研究」(『中国学研究論集』五、広島中国学会二〇〇〇)注二〇によれば、台北で三度目の校訂作業が行われているが、正式に公開する用途は今のところたっていないということである。
- (8) 『太平広記』陳鱣校本異文輯選(『北京図書館館刊』一九九五―三・四)
- (9) 『中華文史論叢』五六、一九九八。
- (10) 敝校勘記では、明抄本と一致する闕文があることから、元代に書き写されたものではないかとしている。
- (11) 陳校本は残存している巻が少ないため、孫校本の後補部分との比較は、後補部分全てではない。陳校本で具体的にどの巻が残っているかについては張国風『太平広記』陳校本的価値(『中国人民大学学报』一九九四―五)附録一：残宋本残余巻目次を参照。
- (12) 敝校勘記解説に写真と本字がある。この題識は孫校本に挟まれていた紙とのことで現物は未見。
- (13) 森野繁夫『異苑』の通校本について(『中国中世文学研究』一、一九六〇)参照。

本稿は文部省科学研究費(特別研究員奨励費)の交付を受けた研究成果の一部である。